

ナイトタイム観光推進エリアの創出事業実施要綱

7 産 労 観 振 第 271 号
令和 7 年 4 月 30 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、東京都がナイトタイム観光の振興に意欲のある地域を支援し、地域として持続可能なナイトタイム観光の取組の定着及び訪都外国人旅行者の誘致につなげる「ナイトタイム観光推進エリアの創出事業」（以下「本事業」という。）について、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）「ナイトタイム」とは、日没前後から翌日の日の出前後までをいう。
- （２）「協議会」とは、区市町村、主体的に地域振興や観光まちづくりに取り組む団体等の 2 者以上の地域の多様な主体で構成される組織をいう。
- （３）「指定地域」とは、ナイトタイム観光推進エリアとして東京都が指定した地域をいう。

（事業の内容）

第 3 条 本事業において、次の各号に定める内容を実施する。

- （１）知事は、本事業において支援する協議会を公募する。協議会は応募に当たり、持続可能性に配慮したナイトタイム観光推進のための取組を提案する。
- （２）知事は審査により指定地域とその地域において取組を行う協議会（以下「地域協議会」という。）を決定し、地域協議会と協定を締結する。
- （３）地域協議会は、協定の締結後から翌年度の別に定める期日までの間、協定内容の取組を実施する。
- （４）知事は、地域協議会の協定内容の取組に係る経費の一部を負担する。
- （５）地域協議会は取組成果等について別に定める期日までに報告を行うこととする。

（事業の公募等）

第 4 条 前条（１）に定める公募に申し込む協議会は、申請書を提出しなければならない。

2 知事は、公募に必要な事項を別に定める。

（審査会の設置）

第 5 条 知事は、第 3 条（２）の審査を行うため、審査会を設置する。

2 審査会に必要な事項は別に定める。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。